

アーキビスト認証準備委員会（第1回）議事の記録

1 日 時 平成31年3月11日（月） 13時30分～15時30分

2 場 所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(構成員) 大友 一雄 日本アーカイブズ学会会長
小谷 允志 ARMA International 東京支部顧問
定兼 学 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長
高埜 利彦 学習院大学名誉教授
福井 仁史 独立行政法人国立公文書館理事
保坂 裕興 学習院大学教授
松岡 資明 ジャーナリスト
渡辺 浩一 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国文学研究資料館教授

(内閣府) 畠山 貴晃 内閣府大臣官房公文書管理課課長

(国立公文書館) 加藤 丈夫 館長

4 決定事項

- ・ 事務局から、資料1「アーキビスト認証準備委員会の運営に関する事項（案）」について説明が行われ、議事の記録に発言者名を残すことを確認し、了承された。

5 概 要

○事務局（福井仁史（国立公文書館理事））

- ・ 司会進行役が決定するまで、事務局で司会を務めさせていただく。まず、当館館長の加藤より挨拶させていただく。

○加藤丈夫（国立公文書館長）

- ・ 本来、私も準備委員会のメンバーとして参加するべきかもしれないが、これから発足する認証委員会における国立公文書館長の位置付けも考えなければならないので、今回はオブザーバーという立場で出席をさせていただき、その都度意見を申し上げたい。
- ・ 昨年暮に「アーキビストの職務基準書」を確定した。これからどのように使っていくかだが、まずは権威のある認証制度の基礎資料としたい。認証制度を確立することによって、アーキビストの職業としての高度な専門性をオーソライズし、1) 大学教育・国立公文書館等が実施する諸研修の受講者の増加、2) 関係する官公庁をはじめ地域における公文書館・文書館等への積極的な採用・配置、3) 専門職員の安定した雇用、給与の改善等、専門家に相応しい処遇の実現を目指す。
- ・ 当準備委員会の中で決めていただきたい点として、1) 認証委員会の位置付け（誰の名前をもって認

証するか、認証委員会の体制等)、2) 認証の方法(応募資格と選考方法)、3) 認証制度と既存制度の整理、4) 認証の規模(需要予測に基づく認証人数)、5) 更新制度の有無、6) 制度の周知方法、7) 実行体制、等を考えている。

- ・ 今日はまず、フリーディスカッションの中で、それぞれご意見をいただいて、どのような取り組み方ができるのか、考えていただきたい。

議題1 委員会の運営に関する事項について

○事務局(福井理事)

- ・ 資料1「アーキビスト認証準備委員会の運営に関する事項(案)」についてお諮りしたい。

○定兼学委員(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(通称「全史料協」)会長)

- ・ 議事録には発言者の名前が残るのか。

○事務局(福井理事)

- ・ 残るものと考えている。発言者名は、原則、残すこととし、原案どおり了承してよろしいか。

○全委員

- ・ 異議なし

議題2 委員会開催に至る経緯について

- ・ 委員より特に意見なし

議題3 アーキビスト認証制度創設にあたっての論点について

○福井仁史委員

- ・ 運営に関する事項に基づき、引き続き進行を務めさせていただく。自己紹介も含め、目的や検討事項、論点の関係で、今の段階で感じられていること、あるいは問題意識をもっておられることなどについて、先生方にご自由にご発言いただきたい。

○大友一雄委員(日本アーカイブズ学会会長)

- ・ 日本アーカイブズ学会の発足は2004年。2012年に登録アーキビスト制度を発足。発足にあたっては2年程の準備委員会を含め、計3年程度の準備を要した。現在、約90名の登録アーキビストがいる。5年での更新制度を導入しているが、スムーズに進んでおり、関心が持続する状況にある。
- ・ 先ほど加藤館長から目的・狙いについて話があったが、登録アーキビスト制度も共通している。
- ・ 公文書館・文書館の設置が進んだが、専門職については曖昧であったため、身分が保障されず3年程で異動してしまう、あるいは全く職業と関係ない者が異動してくる、という状態が続いている。
- ・ 公文書館・文書館の設置が進む中で、専門職問題については関係者が大変な努力をしてきた。日本アーカイブズ学会も発足当初からこの問題に取り組んできた。発足時は関係機関が協力し合う形でアーキビストの認定ができないかと考えたが、結果的に学会単独での形となった。

- ・ 国家資格ではないため、自分達の職業・身分を守るためということであれば、広い連携がどうしても欠かせないということは最初から意識していた。
- ・ また、公文書館法において「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」とされた附則についても、アーキビストを配置しようとする時の課題として意識していた。当初は暫定的に、むしろ好ましい約束・規定であったかもしれないが、現在においては、むしろ足を引っ張っている。研究も進み、アーキビストとはどういう者かという議論も相当に進んできた。また養成の取組もある。それにも関わらず専門職を配置・採用できない、つまり公文書館・文書館側が必要と考えても、人事制度上それを実行できないことが大きな課題になっている。
- ・ これらの課題に対して一定の前進を求める意見が、当時も現在もある。今回、広い形での議論の場が持たれるということで、学会としては、よりよいものに高めようと取り組んできたので、大いに期待している。

○小谷允志委員（ARMA International 東京支部顧問）

- ・ こちらにおられる先生方は、アーカイブズを専攻する先生方と思うが、私は現用文書の管理を専門としている人間。
- ・ 日本の現用文書管理というと、ファイリングシステムをイメージすると思うが、私はファイリングシステムとは一線を画しており、いわゆる海外で言うレコードマネジメントを研究している。
- ・ 日本のファイリングシステムと海外のレコードマネジメントでは、同じ現用文書管理ではあっても違いがある。一つ挙げると、ファイリングシステムの場合は保存期間が終了するとすべて廃棄する。要するにアーカイブズのことを全く考えていない。一方、海外のレコードマネジメントでは、現用であっても、移管というプロセスを重視して、アーカイブズへつなぐという違いがある。つまり日本の場合、現用から非現用へのつなぎという部分が十分できていないという問題がある。
- ・ 今回、「アーキビストの職務基準書」が完成したことは日本の文書管理・アーカイブズの歴史において画期的な出来事であり、その意義はとて大きいものだと考えている。
- ・ 日本の組織は専門職を重視していない。このような中で、「アーキビストの職務基準書」は、日本の組織の中に専門職を優遇・確立していく一つの大きなきっかけを作ることになると思う。
- ・ 今回はアーカイブズの専門職ではあるが、将来的には現用の、いわゆるレコードマネージャーというような専門職の道を開くきっかけにもなる。その意味でも非常に大きな意義を持つ取組だと思う。

○定兼委員

- ・ 全史料協の専門職問題に対する取組については、長い歴史がある。
- ・ 全史料協には、全国のアーカイブズ関係機関の関係者が431（うち機関会員：139、残りは個人会員）会員として名を連ねている。また民間のアーカイブズに関わっておられる方や、フリーのアーキビストもいる。そういった方にとっても、やはり専門職制度は関係してくる。
- ・ まずは、実務者である全史料協の会員の方々を、アーキビストとして認めていただき、それをさらにフリーのアーキビストのような方々まで広げていけると良い。
- ・ 自称歴史家、自称郷土史家という方が地域を廻り民間資料を集め保存に携わるということもあるが、

認証された方なら信頼度が高まる。アーキビスト認証制度というものは、アーカイブズ機関で実際に働いている人をどうするか、という面もあるが、日本におけるアーカイブズ文化として浸透するようなものにするつもりで取り組んでいただきたい。

- ・ 国民の要請に応えるため認証制度を立ち上げるのだという出発点を確認しておきたい。松岡先生は10年前に「アーカイブズが社会を変える」と言われた。まさに、アーキビストを認証することで社会を変えていくことにつながっていけば良いと思う。

○高埜利彦委員（学習院大学名誉教授）

- ・ 小谷委員が、「アーキビストの職務基準書」の確定及びアーキビストの認証制度が進み始めたことについて画期的であると言われたが、私も全く同感である。
- ・ 現在、日本学術会議のアーカイブズの整備をしているが、その中に70数年前の文部省史料館（国文学研究資料館アーカイブズ系の前身）設立に係る資料がある。それを見ると、単に歴史的資料だけではなく、アーカイブズ制度について見識を持った先生方が意見をまとめている。つまり日本のアーカイブズ制度の検討は70数年前から取り生まれ、様々な方の尽力で一步一步進んできた。
- ・ 30数年前の公文書館法ができるまでは右肩上がり運動の成果が出ていたが、同法制定の際にアーキビストの養成制度が無い、アーキビストが存在しているとは言えない、との指摘を受けて附則が付き、地方公共団体が設置する公文書館には専門職員を置かないことができる、となった。
- ・ これを受け、主には全史料協の専門職問題特別委員会において、様々な分野の方に参加していただき専門職について議論してきた。弁護士からは、地方公共団体の首長に関わる記録をしっかりと保存し公開していくためには、国家資格にしないとだめだとも言われたが、難しいことが分かってきた。
- ・ そこで、国家資格ではなく、関連学会が協力して資金を拠出し認定協会を設立した臨床心理士の事例が参考になると考え、各所に相談に伺ったが、我が国のアーカイブズ関係団体の連携がまだできておらず、日本アーカイブズ学会単独で実施することとなった。
- ・ 大友委員からも説明のあったように、2013年4月から日本アーカイブズ学会登録アーキビストの制度が発足した。作業に3年程度の準備期間を要し、課題を一つ一つクリアしながら、カリキュラムをどうするのか、委員会をどうするのかなど議論を重ねた。
- ・ 以上のように、公文書館法制定後、各団体が本当に苦勞して専門職問題に取り組んできたが、運動としては行き詰まったところがあった。
- ・ 国立公文書館を中心に、「アーキビストの職務基準書」が確定され、そして認証制度を創設していくというこの取組は、30数年間多くの団体が取り組んできた課題を突破できる好機だと、私は認識している。限られた回数かもしれないが、一年以内に創設できるように尽力したい。

○松岡資明委員（ジャーナリスト）

- ・ 私はここにおられる方々とは違って専門家ではなく、外野席にいる人間。しかし、外野にいると色々な声が聞こえてくることもある。
- ・ 「アーキビストの職務基準書」についても、公文書に関係する人たちだけでなく、例えば映像に関係するアーキビストや民間のアーカイブズ関係者など、広い意味でのアーカイブズに関わる人たちも、アーキビストの職務が、社会に明確にアピールできるという点で評価し、大きな期待を寄せている。

- ・ よって今度の認証制度についても、定兼委員の話にもあったが、広く対象として欲しい。
- ・ 実際に公文書館にアーキビストとして入りたいと思っている方々がいても、現実にはなかなか難しい。そのために暫くの間、民間に勤めるという方もかなり存在する。
- ・ そういう意味で、アーキビストについて流動性があるという状況が続いている。よって是非とも民間やフリーのアーキビストにも広げて、制度を運営していくことを考えていただきたい。

○渡辺浩一委員（国文学研究資料館教授）

- ・ 国文学研究資料館ではアーカイブズ・カレッジを長年行っている。その紹介をしたい（以下、「平成30年度アーカイブズ・カレッジ実施要領」に基づき説明）。
- ・ アーカイブズ・カレッジは長期コースと短期コースに分かれており、いずれも公文書と民間資料をバランスよく学べるように構成している。
- ・ 修了論文の提出を課しており、教員で分担して個別指導を行っている。一本の論文に対し3人が審査し可否を判定する。優秀な論文については『国文学研究資料館紀要アーカイブズ編』に掲載する。
- ・ 長期コースは大学院生が多く、短期コースは実務者が中心。20年前と比較すると長期・短期ともに受講者は倍増している。これはアーカイブズについての関心が高まり、その考え方や知識が社会の様々な場面で必要とされるようになってきたためと考えている。
- ・ アーカイブズ・カレッジの受講者の内訳を見ても、例えば大学院生の専門が多様化してきており、当初ほとんどが歴史学専攻者だったが、最近では美術や社会学など、様々な方が受講するようになった。また実務者も民間企業の方も受講するようになってきた。
- ・ 長期コースといっても計6週間しかないため、実習時間があまり確保できないという課題があった。そこで平成30年度から、一橋大学大学院社会学研究科と提携協定を結び、大学院生対象のインターンシップを始めた。2月の5日間を使い、近世や近現代の小規模な文書群の編成作業を行っている。
- ・ アーカイブズ・カレッジは、アーカイブズ学以外の多様な専門の方に対して、アーキビストになる道を開くということになると思う。別の言い方をすれば、多様な専門のバックグラウンドを持ったアーキビストもまた必要であると思う。

（島山公文書管理課長退室）

○保坂裕興委員（学習院大学教授）

- ・ ここにおいででの諸先輩方が大事にしてきた学会・団体に所属し、ある時期にはその中で事務局のような役割や、また雑誌編集や企画等をしながら、今日までアーカイブズ学に携わってきた。
- ・ 現在は学習院大学大学院アーカイブズ学専攻に所属している。当専攻は当準備委員会委員である高埜先生が中心となって、2008年に大変なご尽力のもとに立ち上げられた。今年で11年経つが、博士号取得者が5名、修士修了者が合わせて50名ほど育っている。
- ・ このようにアーカイブズ学の教育・研究に携わりながら様々な団体とも連絡をとり、特に5年程前には、公文書管理法5年後見直しに際しての共同提言書も書かせていただいた。
- ・ 国立公文書館との関係でいえば、内閣府独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会の委員を2年務め、2015年からは公文書管理委員会委員を務めるなど、内閣府及び国立公文書館の動きも比較的近くで拝見し、助言等述べる機会があった。

- これまでの長い歴史的観点からは、既に他の委員がコメントされているので、過去 5 年の中で特に大事だと感じていることについて述べたい。
- この 5 年の間に、公文書管理・アーカイブズをめぐる地殻変動のようなものが起こったと認識している。やはり大きな契機は公文書管理法の制定であり、管理法制定に至るまでも国立公文書館や内閣府、そして私ども関係する団体の問題提起や活動があったと考えている。
- さらに新国立公文書館の建設にむけ、施設・機能等の在り方に関する基本構想が出され、また管理法の 5 年後見直しの成果として、4~5 年先を見越したスケジュールと基本的な政策が示されている。これはまさに歴史上初めてのことである。
- 資料 2 の裏面にあるが、そこでは人材育成の重要性について明確に述べられ、人材像を明確にする必要があること、更に民間企業を含めたアーカイブズの保存と利用に通じた人材に対する潜在的なニーズの掘り起こし等により、人材の「受け皿」の確保を図る必要が述べられている。つまり、民間まで含めたアーキビストの資格が必要であり、そのようにして拡がりをもつものでなければ国が政策としてやる意味がないですよと言っているものと私は理解している。
- さらに 5 年後見直しの対応として、専門職員の職務基準書を有効に活用する、高等教育機関との協力体制を進める、そして認証制度を設けるというところまでシナリオが書かれている。
- これをはっきりさせていくのが今回の課題。その核を握っている人材育成について、私どもは総仕上げとなるか、あるいは大きな第一歩になるか、いずれにせよ決定的な論議を準備委員会である必要があると認識している。
- 今のような点から考えるに、今回検討する制度は、国レベルの資格制度となる、そして公的な世界にはっきりと働きかけられるようなアーキビスト認証制度にする、そのためにはどのような仕組みとする必要があるかを議論して、用意をしていかなければいけない。

○福井委員

- 先ほど加藤館長から認証制度の目的が三つ示されたが、それぞれ当館に跳ね返ってくる部分がある。当館の実施している諸研修をどうしていけばいいのか。その認証制度を作ることによって当館職員の採用はどうなっていかなければいけないのか。また専門家にふさわしい処遇をどう実現していけばいいのか。それぞれ一公文書館である当館の問題としても、教えていただくとともに、意見を述べなければならない。
- 皆様にお話しいただいたが、その中で少し深めたい点として、日本アーカイブズ学会登録アーキビスト制度がある。3 年間の準備期間を設けて議論したと言われたが、どのようなことが問題になったのか。

○大友委員

- 先ほども紹介したが、公文書館法第 4 条の附則について議論となった。また、登録の条件をめぐっても、ハードルが高すぎるのではないかと、一方で逆に、これでは専門性を確保できないのではないかなど様々な意見があり、色々工夫を重ねた記憶がある。また、申請にあたり、論文を書けば何ポイント、研修会に参加経験があるならば何ポイントといったようにポイント制度を導入したが、仕組みを設計する場合は慎重に行う必要がある。

- いくつかの研修会あるいは大学院等で勉強したことをもって認定する場合には、どういう条件が必要となるか検討した。7分野（アーカイブズ学総論に関する分野、アーカイブズ資源研究に関する分野他5分野）について、それぞれ科目の履修を要するとした。各教育機関にアピールするという狙いがあったが、現実には大学や研修機関でも咀嚼しきれていないように思う。

（一旦中断し、東日本大震災の犠牲者を悼み黙祷）

○高埜委員

- 全史料協の専門職問題委員会の頃に議論していたことだが、諸外国のアーキビスト資格は大学院修士課程を修了していることが世界標準となっている。但し裾野を広げるために、学部の卒業生たちにも資格を認定しようという話もあった。つまり一級と二級というような段階差をつけるという構想を持っていた。
- 現在の日本アーカイブズ学会の登録アーキビスト制度は、大学院修士課程レベルを基準に作っている。ただし既に公文書館に勤務されている方で、例えば歴史系、或いはその他の学部を卒業した、あるいは他種の修士号を持っている方々については、別途ルールを設けて取得できる制度とした。

○加藤館長

- 登録アーキビスト制度については3年程の準備期間を要したとの話であるが、それに比べると今回の認証制度は拙速と言われかねない。だが私はできるだけ早くやりたい。こう言うのは、昨年から政治を中心として、公文書管理にこれだけの議論が巻き起こっている。これはやはり公文書管理に携わる人間にとっては新しく踏み出すチャンスである。おそらく1～2年たてば、また公文書管理が話題にも上らなくなり、マスコミも取り上げなくなる。話題になっているうちに、走り出さなければならない。ご理解を頂きたい。
- この準備委員会における中心テーマは、認証組織をどう位置づけるのか。私は国立公文書館の中に認証委員会を設置して、それを権威ある組織にして認証書を発行したい。登録アーキビストや国文学研究資料館の取組をお聞きしても、それぞれの学会や機関が積み上げたものであり、歴史的な誇りが積み重なっている。これをすぐに国家資格という形につなげてしまうと、これまでやってきた方に抵抗があるのではないかと心配している。国家資格に近い権威を持ちながらも、国から一步離れて認証する、そういう形にしたい。
- これは先走った話かもしれないが、国のルールは一度決めると変えにくい。おそらく認証制度は、走りながら変えていくというか、更新の余地を残しつつ進める方が良いのではないか。最終的には国家資格も可能になるかもしれないが、その辺りについてご意見があれば伺いたい。

○保坂委員

- 本格的な国家資格がすぐにはできないという話は理解できる。しかし大きく言えば、国レベルの資格であると言えるものを作らない限り、これまでのものの延長でよいという議論になってしまう。バランスをとることは難しいかもしれないが、一方ではこれまで伝統と実績を積み重ねてきた様々な取組を継承しつつ、もう一方では発展的に統合が進むような形で、国レベルの資格認証制度を構想して

いただきたい。

- ・ 日本アーカイブズ学会登録アーキビストを始める時に、海外の例も含めかなり検討した。先ほど高埜先生からも話があった通り、全史料協の専門職特別委員会から様々な模索がなされ、そして国家資格は無理だとなった時に、臨床心理士のような、複数の団体が協力して財団を作って認定することができないかを検討した。日本アーカイブズ学会の登録アーキビストは、そこまでも届かず、一団体で行っているが、この学会が起点となる、本格的な制度が整備されることを念願すると、規程の前文にも書いてある。必ずしもこういう変化が起こると予想していたわけでは無いが、そういう機会があれば、より本格的なものにすることを当初から考えていたことを補足したい。

○福井委員

- ・ 定兼委員にお聞きしたいが、アーカイブズについての変化が起こっているとの話だったが、1700 程の地方自治体がある中で、公文書館を設立しているところはまだそれほど多くない。最近の地方自治体における、公文書館や公文書管理の動きについてお話を頂きたい。

○定兼委員

- ・ 公文書館設立の状況はそれほど進んではいない。ただし公文書館機能、つまり公文書館法に則らない形ではあるが、歴史的な公文書についての取組は、ほとんどの自治体が行っている。また公文書管理条例を制定する地方自治体も増えてきたが、まだ動きは遅く、トレンドにはなっていない。既に全史料協の会員はアーキビストの実務を行っており、認証制度は追い風になる。

○福井委員

- ・ 地方において、どのような専門職員が求められているのか、ご意見を伺いたい。

○定兼委員

- ・ それについてはよく研究した上で、この職務基準書ができたことと承知している。しかし、この基準書に書かれていることすべてを完璧にこなせる人はほとんどいないと思う。ただしこういう基準書を知って、数年実務を積むなり研修するなりの勉強をすれば認証が可能であろう。よってこの職務基準書の、どのレベルまでいけば認証するのか、また1級なのか初級なのかなど、レベル分けの話になるのではないかと。

議題3 委員会の進め方について

議題4 既存のアーキビスト等養成・認証制度に関する調査について

○福井委員

- ・ それでは資料4と5、今後のスケジュールと進め方について説明をさせていただきたい。

(事務局より説明)

○福井委員

- ・ 只今説明のあった会議の進め方等について、ご意見があればお願いしたい。

○定兼委員

- ・ 仕事を増やすようでは申し訳ないが、認証制度の設立に当たって、アーキビストの受け皿はどれくらいあるのか。要はマーケティングといえるが、どのくらいアーキビストに対する社会的要請があるのか。また要請の有無に関わらず、どのくらい送り込むことができるのか。国の各行政機関にレコードマネージャーが必要とされているという話もあったが、どのくらいの人数が必要なのか、ぜひその点については議論をする必要があると思う。

○加藤館長

- ・ マーケットがどのくらいあるのか、できるだけ早くつかむ必要がある。考えてみたい。

○小谷委員

- ・ マーケティングというお話だが、企業にしても自治体にしても、アーキビストという専門職を採用して活用していくというムードを醸成していかないとニーズが生まれにくい。海外ではみな専門職を使っているのだということを、マーケティング活動としてやっていく必要がある。それにはアーカイブズ関係機関協議会の各団体に協力していただき、各団体が、専門職が必要なんだというムードを、あらゆる手段を使って、並行して盛り上げていく必要がある。

○福井委員

- ・ 日本アーカイブズ学会で登録アーキビスト制度を作るときに、「アーキビスト」という言葉を英語のまま使うことについて議論がなかったのか、ご教示いただきたい。

○高埜委員

- ・ アーキビスト、アーカイブズという言葉について、日本語で当てはまるものを考えてきたが、その言葉の持っている概念自体が大きく、しかも世界的な標準となっているため、これで行くしかないという結論となった。今現在、アカウントビリティ、コンプライアンスなど、様々な外来語をそのまま使わざるを得ない状況もある。今、マスコミもほとんどアーカイブズ、アーキビストという言葉を使うようになったので、このまま浸透するのではないかと期待している。

○加藤館長

- ・ アーカイブズ・カレッジはどうか。

○渡辺委員

- ・ 私が危惧しているところは、アーカイブズという言葉は普及したが、それが非常に多様な意味で使われてしまっているという点。ただ対案があるわけではない。

○福井委員

- ・ アーカイブズ・カレッジの修了者はどのような仕事をされているのか。

○渡辺委員

- ・ 追跡調査はしていないが、個人的に知っている方は多く、資料保存機関に勤めたり、あるいは大学で教える立場にいる方も多い。

○福井委員

- ・ 学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の修了者については把握しているか。

○保坂委員

- ・ 大きく修了者の3分の2程度が、国の機関や地方公共団体、大学、研究機関などのアーカイブズや記録管理、公文書管理関係の所に就職している。残る3分の1程度は、公務員となったり、あるいは図書館、文書館、博物館関係向けの資料関係器材を扱う民間企業に就職するなど、修士に在籍した方は学んだことを活かし仕事をしている。

○高埜委員

- ・ 学習院大学大学院のアーカイブズ学専攻については、一般の学生以外にも、もともと勤めている現職者も多い。

○福井委員

- ・ 全体を通して何かあるか。よろしければ様々な団体、学生に、どのように周知徹底していけばよいのか、アイデアがあれば、ぜひお聞きしたい。

○保坂委員

- ・ 一刻も早くプレスに対しても出していく、あるいは今回の準備委員会は4回予定されているようだが、一回毎に固まってきた姿を知らせることも大変重要だと思う。
- ・ 関連する話で、職務基準書に関する検討会議でも出ていた大事な点であり、今後の準備委員会の議論する可能性のあることについて述べたい。各団体がやってきた研修については、各団体なりの伝統や実績が結晶していて、それが今後も発展的に継続し、専門職の育成につながっていきやすいようにしたい。つまり専門職を今回の新しい認証制度によって認定するだけでなく、各団体がこれまでの実績・伝統を踏まえ、さらに研修をしてアーキビストとしての専門性を磨いていける、発展させていけるように研修を積極的に位置付けてもらいたい。
- ・ 本日示された論点案の中でいえば、有効期間・更新方法のところ、少なくとも更新をしていく際に、各団体がやってきた研修を積極的に位置付けていく必要がある。そのために、場合によっては、各団体が行う研修、あるいは研究会を事前に登録してもらい、ポイントにして更新時に使えるような体制を作ることも一案としてありうる。
- ・ イギリスではCTD (Continuing Training Development) というプログラムがあり、様々な研修会や学会に参加した者を把握し、それを積み重ねて、正式なアーキビストとして名簿に掲載するのか、初級レベルあるいはフェローレベルとして掲載するのか、ということを行っている。今回の認証制度

にそのまま適用することは適当ではないかもしれないが、継続的な専門職の育成の観点を盛り込み、うまく動いていくような方策を考えていくことが必要。

○加藤館長

- ・ 認証にあたって研修の受講歴だけで、一定レベルのハードルをクリアしたと判断して良いのか。私はきちんとした推薦者が推薦することが必要ではないかと思う。アーカイブズ・カレッジではテストは無い。一定レベルに達したという証明は、どのようにされるのか。

○渡辺委員

- ・ テストはしていないが、各自が修了論文を書き、その審査を行っている。アーカイブズ・カレッジで学んだ考え方や様々な知識を用いて、独自の材料で文章を書く。短期コースでも修了論文があり、それを審査して修了証を出している。

○保坂委員

- ・ 研修といっても様々なレベルがあるが、一つ目安になるのは、海外のアーキビストについてである。海外では大学院修士レベルを一つの目安にしている。しかし、詳しく中身を見ていくと、実は修士の学位というのは必ずしも必須になっていない。つまり、ディプロマなどと言うが、科目等履修で一定以上の科目を履修した者を大学院修士修了相当とし、アーキビストとみなすことが実際に行われている。
- ・ そういう意味では数週間のボリュームがあり、修了論文において調査研究能力まで含めて大学院修士相当と見ることが可能な研修については、認証対象に含めてよいのではないか。例えば国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ修了者は十分なボリュームの研修を受け、また、自分の所属する大学院で修士の学位をとることになるので、十分に包括認定ということもありうるのではないか。また国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲのレベルも、工夫の余地はあるかとは思いますが、包括認定とすることも可能ではないか。
- ・ 先ほど継続的な専門職の育成と申したのは、もう少し小さなレベルで、2日間の研修であるとか、半日の研修であるとか、そういうものが無駄にならず、各地域で積極的に行われていくように配慮すべきであるという趣旨で述べた。継続して教育・養成していくことが必要ではないかと思う。

○福井委員

- ・ 次回会議の日程と今日の議事の記録については、事務局から各委員にご連絡・調整させていただきたいと思う。

以上